

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第三(第三十九条関係)		別表第三(第三十九条関係)	
業務	期間	業務	期間
(一)	(略)	(一)	(略)
ベンジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジン及びその塩 四 アルファナフチルアミン及びその塩 五 オルトートリジン及びその塩 六 ジアニジン及びその塩 七 パラージメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ前各号に掲げる物をその	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ベンジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 (略) 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の
		一 業務の経歴の調査 二 (新設) 三 (新設) 四 (新設)	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 (略) 四 (新設)

	(二)	
<p>(三) ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	(略)	
六月		
<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、</p>	<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 五（略）</p>	<p>検査又は尿沈渣のパーニコラ法による細胞診の検査</p> <p>尿沈渣のパーニコラ法による細胞診）の検査</p>
(新設)	(二)	
	(略)	<p>重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>
	<p>二 四（略）</p> <p>(新設)</p>	<p>一 業務の経歴の調査</p>

<p>(四)</p>	
<p>ジク ロル ベン ジ ン 及 び そ の 塩 （ こ れ ら の 物 を そ の 重 量 の 一 パ ー セ ン ト を 超 え て 含 有 す る 製 剤</p>	
<p>六月</p> <p>二 一 </p> <p>作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 に 限 る 。)</p>	<p>四 運動失調、尿の着色、 血尿、頻尿、排尿痛等 の他覚症状又は自覚症 状の既往歴の有無の検 査</p> <p>四 頭痛、悪心、めまい 、昏迷、呼吸器の刺激 症状、眼の刺激症状、 顔面蒼白、チアノーゼ 、運動失調、尿の着色 、血尿、頻尿、排尿痛 等の他覚症状又は自覚 症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見 の有無の検査（当該業 務に常時従事する労働 者に対して行う健康診 断におけるものに限る 。）</p> <p>六 尿中の潜血検査</p> <p>七 医師が必要と認める 場合は、尿沈渣検鏡の 検査又は尿沈渣のパー ニコラ法による細胞診 の検査</p> <p>一 業務の経歴の調査（ 当該業務に常時従事す る労働者に対して行う 健康診断におけるもの に限る。）</p>
<p>(新設)</p>	

(五)

アルファアーナフ

六月

その他の物を含む。
又は取り扱う業務

一 業務の経歴の調査（

一 業務の経歴の調査（
ニコラ法による細胞診の検査
七 尿中の潜血検査
六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のペパ
三 ジクロルベンジジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
四 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
六 尿中の潜血検査
七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のペパ
ニコラ法による細胞診の検査

(新設)

チルアミン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

二| 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

三| アルファーナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四| 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

五| 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業

	(六)	
<p>(七)</p> <p>オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	(略)	
六月		
<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 オルトトリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。</p> <p>六 尿中の潜血検査</p> <p>七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のペパニコラ法による細胞診の検査</p>
(新設)	(三)	
	(略)	

一 (略)

(新設)

二 四 (略)

五 尿中のウロビリノーゲンの検査

	(ハ)
	ジアニンジン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
六月	
四 有無の検査 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のニコラ法による細胞診の検査 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ジアニンジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症	
(新設)	

(十)	(九)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 〃 〃（略） 六 〃 〃（略） 七 〃 〃（略）	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のニコラ法による細胞診の検査	状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のニコラ法による細胞診の検査

(五)	(四)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査 二 〃 〃（略） 五 〃 〃（略）	〃 〃（略） 〃 〃（略） 〃 〃（略）	一 業務の経歴の調査 二 〃 〃（略） 五 〃 〃（略）

(四)	(三)	(三)	(三)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	三 五 (略)	二 一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 四 (略)	二 一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 (略) 四 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の他覚症状及び自覚症状の有無の検査 五 六 (略)

(九)	(八)	(七)	(六)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査	二 四 (略) (新設)	二 三 (略) (新設)	二 四 (略) (新設)	二 (略) 三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 四 五 (略) (新設)

(七)	(六)	(五)	
(略)	(略)	(略)	
<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 五（略）</p>	<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 五（略）</p>	<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 七（略）</p>	<p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 七（略）</p>

(三)	(二)	(十)	
(略)	(略)	(略)	
<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>一 業務の経歴の調査</p> <p>三 五（略）</p>	<p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>一 業務の経歴の調査</p> <p>三 七（略）</p>	<p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>一 業務の経歴の調査</p> <p>三 七（略）</p>

	(六)	(五)
	(略)	(略)
<p>健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 七 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 四 (略)</p> <p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 (略)</p> <p>五 尿中の潜血検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパパニコラ法</p>	(略)	(略)
<p>(新設)</p> <p>二 六 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>一 業務の経歴の調査</p>	(略)	<p>(新設)</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (新設)</p> <p>尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法</p>
	(三)	(四)

	(三)	(三)	(三)	
	(略)	(略)	(略)	
六 尿中のベータ２ミ クログロブリンの量の	五 血液中のカドミウム の量の測定	四 （略）	三 カドミウム又はその 化合物によるせき、た ん、喉のいらいら、鼻 粘膜の異常、息切れ、 食欲不振、悪心、嘔吐 、反復性の腹痛又は下 痢、体重減少等の他覚 症状又は自覚症状の既 往歴の有無の検査	二 作業条件の簡易な調 査 （略）
			一 作業条件の簡易な調 査 （略）	ニコラ法による細胞診 の検査 （削る）

	(七)	(六)	(五)	
	(略)	(略)	(略)	
五 尿中の蛋白の有無の 検査	四 門歯又は犬歯のカド ミウム黄色環の有無の 検査	三 （略）	二 カドミウム又はその 化合物による呼吸器症 状、胃腸症状等の既往 歴の有無の検査	一 （新設） （略）
			一 （新設） （略）	による細胞診の検査
			二・三 尿中のウロビリノー ゲンの検査	五 尿中のウロビリノー ゲンの検査

(三三)	(三四)
(略)	クロロホルム（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
測定 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 七（略）	一・二（略） 三 クロロホルムによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(六)	(六)
(略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四―ジオキサン 四 一・二―ジクロロエタン 五 一・一・二・二テトラクロロエタン 六 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
一 業務の経歴の調査 （新設） 二 六（略）	一・二（略） 三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン又は一・一・二・二テトラクロロエタンによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

二六)	(二七)	(二六)	(二五)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一 当該業務に常時従事す	三・四 (略)	一 当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	五 (略)

二三)	(二三)	(二二)	(二一)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査	三・四 (略)	二 作業条件の簡易な調査	一 業務の経歴の調査 (新設)	五 尿中の蛋白の有無の検査 六 (略)

(三三)	(三二)	(三)	(三五)	(
製剤その他の物	四塩化炭素(これをその重量のパーセントを	(略)	(略)	(略)
超えて含有する	六月			
三 重、頭痛、めまい、食	一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査
	二 作業条件の簡易な調査	二 作業条件の簡易な調査	二 作業条件の簡易な調査	二 作業条件の簡易な調査
	三 四塩化炭素による頭痛	三 四塩化炭素による頭痛	三 四塩化炭素による頭痛	三 四塩化炭素による頭痛
	(削る)	三 五 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)

(新設)	(二六)	(二五)	(二四)	(
	(略)	(略)	(略)	(略)
	五 尿中のウロビリノー	一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査
	ゲンの検査	二 作業条件の簡易な調査	二 作業条件の簡易な調査	二 作業条件の簡易な調査
	一 四 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)	三 五 (略)
		(新設)	(新設)	(新設)

(三十三)	
<p>一・四―ジオキサン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む</p>	<p>を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>
六月	
<p>一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・四―ジオキサンのによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、け</p>	<p>四 頭痛、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグeltaミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査</p>
(新設)	

<p>(三十四)</p>	
<p>一・二―ジクロロエタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>。を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>六月</p>	
<p>一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・二―ジクロロエタンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状</p>	<p>四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 キサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルトミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査 いれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
<p>(新設)</p>	

(三十九)	(三十五) (三十六)	
(略)	(略)	
<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して</p>		<p>四 既往歴の有無の検査 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査。</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査。</p> <p>六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルトミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査</p>

(三十一)	(二十七) (三十三)	
(略)	(略)	
<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p>		

	(四)	(四)	(四)	
	(略)	(略)	(略)	
六 白血球数及び白血球 びフェニルグリオキシ ル酸の総量の測定	五 尿中のマンデル酸及 他覚症状又は自覚症 状の有無の検査	四 頭痛、めまい、 悪心、嘔吐、眼の刺 激症状、皮膚又は粘 膜の異常、頸部等 の腫大の有無等の 他覚症状又は自覚 症状の有無の検査	三 スチレンによる頭 痛、めまい、悪心 嘔吐、眼の刺激症 状、皮膚又は粘膜 の異常、頸部等の リンパ節の腫大 の有無等の他覚症 状又は自覚症状の 既往歴の有無の 検査	一・二 (略) 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略) 五 (略)

	(四)	(三)	(三)	
	(略)	(略)	(略)	
(新設) 量の測定	五 尿中の蛋白質の有無 の検査及びマンデル 酸の測定	四 頭痛、めまい、 食欲不振、悪心、嘔 吐、腹痛等の他覚 症状又は自覚症状 の有無の検査	三 スチレンによる頭 痛、めまい、悪心 嘔吐、食欲不振、 腹痛等の他覚症状 又は自覚症状の有 無の検査	一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略)

<p style="text-align: center;">(四)</p>	
<p style="text-align: center;">六月</p>	
<p>一・一・二・二 一テトラクロロ エタン(これを その重量の一パ ーセントを超え て含有する製剤 その他の物を含 む。)を製造し 、又は取り扱う 業務</p>	<p>七 分画の検査 血清グルタミツクオ キサロアセチツクトラ ンスアミナーゼ(GO T)、血清グルタミツ クピルビツクトランス アミナーゼ(GPT) 及び血清ガンマーグル タミルトランスペプチ ダーゼ(γ-GTP) の検査</p> <p>一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調 査</p> <p>三 一・一・二・二一テ トラクロロエタンによ る頭重、頭痛、めまい 、悪心、嘔吐、上気道 刺激症状、皮膚又は粘 膜の異常等の他覚症状 又は自覚症状の既往歴 の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい 、悪心、嘔吐、上気道 刺激症状、皮膚又は粘 膜の異常等の他覚症状 又は自覚症状の有無の 検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見 の有無の検査</p> <p>六 血清グルタミツクオ</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

	(四)
	<p>テトラクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>
	(略)
<p>キサロアセチツクトラ ンスアミナーゼ（GOT） 、血清グルタミツク ピルビツクトランス アミナーゼ（GPT） 及び血清ガンマーグ タミルトランススぺ プチダーゼ（γ-GTP） の検査</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>六 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定</p>
	(三五)
<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 テトラクロロエチレン</p> <p>二 トリクロロエチレン</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	
	(略)
<p>一・二 (略)</p> <p>三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 (新設) 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定</p>	

	(四十五)
	トリクロロエチレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
六月	
八 七 (略) 尿中の潜血検査	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>七 血清グルタミン酸トランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミン</p>
(新設)	
六 (新設) の測定	

四九)	(四六)	(四七)	(四六)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				
一 当該業務に常時従事す	三 五 (略)	二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 業務の経歴の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	八 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査 クピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグeltaミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査

三九)	(三八)	(三七)	(三六)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				
一 業務の経歴の調査	三 五 (略)	二 作業条件の簡易な調査	一 業務の経歴の調査 (新設)	二 四 (略)

(壬)	(辛)	(
パラージメチル アミノアズベン ゼン（これをそ の重量の一パー セントを超えて 含有する製剤そ の他の物を含む 。）を製造し、 又は取り扱う業 務	(略)	
六月		(略)
一 業務の経歴の調査（ 当該業務に常時従事す る労働者に対して行う 健康診断におけるもの に限る。） 二 作業条件の簡易な調 査（当該業務に常時従 事する労働者に対して 行う健康診断における ものに限る。） 三 パラージメチルアミ ノアズベンゼンによる せき、咽頭痛、喘鳴、 呼吸器の刺激症状、眼	一 (略) 二 作業条件の簡易な調 査 三 五 (略) 六 赤血球数等の赤血球 系の血液検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調 査（当該業務に常時従 事する労働者に対して 行う健康診断における ものに限る。） 三・四 (略)

(新設)	(癸)	(
	(略)	
	一 (略) (新設) 二 四 (略) 五 全血比重、赤血球数 等の赤血球系の血液検 査	(新設) 二・三 (略)

(五三)	(五三)	
(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略) (削る)	の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

(四三)	(四三)	
(略)	(略)	
一 業務の経歴の調査	一 (略) (新設) 二・三 (略) 四 尿中のウロビリノーゲンの検査	

(五十六)	(五十五)	(五十四)	
(略)	(略)	(略)	
二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六(略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五(略)(削る)	健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 七(略)

(四十五)	(四十四)	(四十三)	
(略)	(略)	(略)	
(新設) 一 業務の経歴の調査	(新設) 二 五(略)	一 (略)(新設) 二 四(略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	二 作業条件の簡易な調査 三 七(略)

(五六)	(五七)	
<p>マゼンタ（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	(略)	
<p>六月</p> <p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 血尿、頻尿、排尿痛</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 六 (略)</p> <p>四 尿中の糖の有無の検査</p>	<p>六 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 四 (略)</p> <p>四 赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>十九 (略)</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>二十四 (略)</p> <p>二十五 (略)</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 (略)</p> <p>二十八 (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>三十 (略)</p> <p>三十一 (略)</p> <p>三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>三十六 (略)</p> <p>三十七 (略)</p> <p>三十八 (略)</p> <p>三十九 (略)</p> <p>四十 (略)</p> <p>四十一 (略)</p> <p>四十二 (略)</p> <p>四十三 (略)</p> <p>四十四 (略)</p> <p>四十五 (略)</p> <p>四十六 (略)</p> <p>四十七 (略)</p> <p>四十八 (略)</p> <p>四十九 (略)</p> <p>五十 (略)</p> <p>五十一 (略)</p> <p>五十二 (略)</p> <p>五十三 (略)</p> <p>五十四 (略)</p> <p>五十五 (略)</p> <p>五十六 (略)</p> <p>五十七 (略)</p> <p>五十八 (略)</p> <p>五十九 (略)</p> <p>六十 (略)</p> <p>六十一 (略)</p> <p>六十二 (略)</p> <p>六十三 (略)</p> <p>六十四 (略)</p> <p>六十五 (略)</p> <p>六十六 (略)</p> <p>六十七 (略)</p> <p>六十八 (略)</p> <p>六十九 (略)</p> <p>七十 (略)</p> <p>七十一 (略)</p> <p>七十二 (略)</p> <p>七十三 (略)</p> <p>七十四 (略)</p> <p>七十五 (略)</p> <p>七十六 (略)</p> <p>七十七 (略)</p> <p>七十八 (略)</p> <p>七十九 (略)</p> <p>八十 (略)</p> <p>八十一 (略)</p> <p>八十二 (略)</p> <p>八十三 (略)</p> <p>八十四 (略)</p> <p>八十五 (略)</p> <p>八十六 (略)</p> <p>八十七 (略)</p> <p>八十八 (略)</p> <p>八十九 (略)</p> <p>九十 (略)</p> <p>九十一 (略)</p> <p>九十二 (略)</p> <p>九十三 (略)</p> <p>九十四 (略)</p> <p>九十五 (略)</p> <p>九十六 (略)</p> <p>九十七 (略)</p> <p>九十八 (略)</p> <p>九十九 (略)</p> <p>百 (略)</p>
(新設)	(四六)	(略)
	<p>一 (新設) (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>三 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査</p>	<p>二 三 (略)</p> <p>四 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>五 (略)</p>

	(五九)	
	(略)	
<p>五 医師が必要と認める 場合は、尿中のメチル イソブチルケトンの量 の測定</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 作業条件の簡易な調 査</p> <p>三 (略)</p> <p>四 頭痛、頭重、めまい 、悪心、嘔吐、眼の刺 激症状、上気道刺激症 状、皮膚又は粘膜の異 常等の他覚症状又は自 覚症状の有無の検査</p> <p>五 頭痛、頭重、めまい 、悪心、嘔吐、眼の刺 激症状、上気道刺激症 状、皮膚又は粘膜の異 常等の他覚症状又は自 覚症状の有無の検査</p> <p>六 医師が必要と認める 場合は、尿沈渣検査の 検査又は尿沈渣のパー ニコラ法による細胞診 の検査</p>	<p>等 の他覚症状又は自覚 症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の潜血検査</p>

	(四七)	
	(略)	
<p>五 尿中の蛋白質の有無の 検査</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 頭痛、頭重、めまい 、食欲不振、悪心、嘔 吐、腹痛等の他覚症状 又は自覚症状の有無の 検査</p> <p>五 頭痛、頭重、めまい 、食欲不振、悪心、嘔 吐、腹痛等の他覚症状 又は自覚症状の有無の 検査</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 頭痛、頭重、めまい 、食欲不振、悪心、嘔 吐、腹痛等の他覚症状 又は自覚症状の有無の 検査</p>

(六五)	(六四)	(六三)	(六二)	(六一)
四―アミノジフ エニル及びその 塩（これらの物 をその重量の一 パーセントを超 えて含有する製 剤その他の物を 含む。）を試験 研究のために製 造し、又は使用 する業務	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一 作業条件の簡易な調 査 二 四―アミノジフエニ ル及びその塩による頭 痛、めまい、眠気、倦 怠感、呼吸器の刺激症 状、疲労感、顔面蒼白 、チアノーゼ、運動失 調、尿の着色、血尿、 頻尿、排尿痛等の他覚 症状又は自覚症状の既 往歴の有無の検査	一 作業条件の簡易な調 査 二 尿中の蛋白質の有無の 検査 三 五 (略) 六 尿中の蛋白質の有無の 検査	一 作業条件の簡易な調 査 二 四 (略) 三 四 (略)	一 作業条件の簡易な調 査 二 五 (略) 三 五 (略)

(五三)	(五二)	(五一)	(五〇)	(四九)
次の物を試験研 究のために製造 し、又は使用す る業務 一 四―アミノ ジフエニル及 びその塩 二 四―ニトロ ジフエニル及 びその塩 三 前各号に掲 げる物をその 重量の一パー	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一 (新設) (略) 二 血尿、頻尿、排尿痛 等の他覚症状又は自覚 症状の既往歴の有無の 検査	一 (新設) (略) 二 尿中の蛋白質の有無及 びウロビリノーゲンの 検査 三 四 (略) 五 尿中の蛋白質の有無及 びウロビリノーゲンの 検査	一 (新設) (略) 二 三 (略)	一 (新設) (略) 二 四 (略)

(六)	
<p>四―ニトロジフ エニル及びその 塩（これらの物 をその重量の一 パーセントを超 えて含有する製 剤その他の物を 含む。）を試験 研究のために製 造し、又は使用 する業務</p>	
六月	
<p>四 頭痛、めまい、眠気 、倦怠感、呼吸器の刺 激症状、疲労感、顔面 蒼白、チアノーゼ、運 動失調、尿の着色、血 尿、頻尿、排尿痛等の 他覚症状又は自覚症状 の有無の検査</p> <p>五 尿中の潜血検査</p> <p>六 医師が必要と認める 場合は、尿沈渣検査の 検査又は尿沈渣のパー ニコラ法による細胞診 の検査</p> <p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調 査</p> <p>三 四―ニトロジフエニ ル及びその塩による頭 痛、めまい、眠気、倦 怠感、呼吸器の刺激症 状、眼の刺激症状、疲 労感、顔面蒼白、チア ノーゼ、運動失調、尿 の着色、血尿、頻尿、 排尿痛等の他覚症状又 は自覚症状の既往歴の 有無の検査</p> <p>四 頭痛、めまい、眠気 、倦怠感、呼吸器の刺 激症状、眼の刺激症状</p>	
(新設)	<p>セプトを超え て含有する製 剤その他の物</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛 等の他覚症状又は自覚 症状の有無の検査</p> <p>四 (新設) 尿沈渣検査（医師が 必要と認める場合は、 尿沈渣のパーニコラ法 による細胞診）の検査</p>

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 ジクロロベンジン及びその塩 三 オルトートリジン及びその塩 四 ジアニシン及びその塩 五 オーラミン(略) 六 (略) 七 マゼンタ(略) 八 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

	六 尿中の潜血検査 五 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のニコラ法による細胞診の検査 、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
--	--

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 アルファナフチルアミン及びその塩 四 (新設) 五 (新設)	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂造影検査

--	--

(削る)	(二)	(略)
	(三)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベーターナ フチルアミン 及びその塩 二 アルファ ナフチルアミ
	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球

(二)	(三)	(新設)
次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロールベ ンジン及び その塩 二 オルトート リジン及びそ の塩 三 ジアニシジ ン及びその塩 四 マゼンタ 前各号に掲 げる物をその 重量の一パー セントを超え て含有する製 剤その他の物	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査		

(七)	(六)	(五)	(四)	
(略)	(略)	(略)	(略)	三 ン及びその塩 オルトト ルイジン 四 前三号に掲 げる物をその 重量の一パー セントを超え て含有する製 剤その他の物
一 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に 常時従事する労働者に対して行 う健康診断におけるものに限る 。） 二 医師が必要と認める場合は、 特殊なエックス線撮影による検 査、喀痰 <small>かたん</small> の細胞診、気管支鏡検 査、頭部のエックス線撮影等に よる検査、血液検査（血液像を 含む。）、リンパ節の病理組織 学的検査又は皮膚の病理組織学 的検査	一 作業条件の調査（当該業務に 常時従事する労働者に対して行 う健康診断におけるものに限る 。） 二 赤血球数等の赤血球系の血液 検査 三・四 (略)	一 (略) 二 赤血球数等の赤血球系の血液 検査 三・四 (略)	数、メトヘモグロビンの量等の 赤血球系の血液検査（赤血球数 、網状赤血球数、メトヘモグロ ビンの量等の赤血球系の血液検 査にあつては、当該業務に常時 従事する労働者に対して行う健 康診断におけるものに限る。）

(七)	(六)	(五)	(四)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
一 (略)	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、 特殊なエックス線撮影による検 査、喀痰 <small>かたん</small> の細胞診、気管支鏡検 査、頭部のエックス線撮影等に よる検査、血液検査（血液像を 含む。）、リンパ腺の病理組織 学的検査又は皮膚の病理組織学 的検査	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血 球系の血液検査 三・四 (略)	一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血 球系の血液検査 三・四 (略)	

(三)	(三)	(士)	(十)	(九)	(八)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>二 末梢神経に関する神経学的検査</p>

(三)	(三)	(士)	(十)	(九)	(八)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>一 作業条件の調査</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>一 作業条件の調査</p> <p>二 (略)</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、</p>	<p>二 末梢神経に関する神経医学的検査</p>

(削る)	(削る)	(四)	
		(略)	ジアノグリン法（ICG）の検査、血清乳酸脱水素酵素（LDH）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査

(六)	(五)	(四)	
又は取り扱う業務	超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(略)	ジアノグリン法（ICG）の検査、血清乳酸脱水素酵素（LDH）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
二	一	一	二
検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は肝機能検査	

(六)	(七)	(六)	(五)
一 業務 (略)	(略)	(略)	(略)
二 次 の物を製造し、又は取り扱う業務 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 (略)	一 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファーミクログロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミンターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 (削る)	一 (略) 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)

(三)	(五)	(六)	(七)
一 業務 (略)	(略)	(略)	(略)
二 次 の物を製造し、又は取り扱う業務 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)	一 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 二 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 四 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査	一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)

(三)	(五)	
(略)	(略)	三 前二号に掲 げる物をその 重量の一パー セントを超え て含有する製 剤その他の物
二・三 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に 常時従事する労働者に対して行 う健康診断におけるものに限る) 二 (略)	ツクトランスアミナーゼ(GO T)、血清グルタミツクピルビ ツクトランスアミナーゼ(GP T)及び血清ガンマーグルタミ ルトランスペプチダーゼ(γ- GTP)の検査を除く。)又は 腎機能検査

(三)	(五)	
(略)	(略)	二 四塩化炭素 一・四―ジ オキサン 三 一・二―ジ クロロエタン 四 クロロエタン 五 スチレン 六 一・一・二 ・二―テトラ クロロエタン 七 テトラクロ ロエチレン 八 トリクロロ エチレン 九 メチルイソ ブチルケトン 十 前各号に掲 げる物をその 重量の一パー セントを超え て含有する製 剤その他の物
二・三 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)	蛋白の有無の検査を除く。)

))	(二五)	(二四)	(二三)	(二二)	(二一)
(略)		三 前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 四塩化炭素 二 一・二―ジクロロエタン	一 又は取り扱う業務	一 次の物を製造し	(略)

))	(新設)	(二六)	(二五)	(二四)	(二三)
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

三十三)	(三十三)	(三十三)	(三十三)	(三十三)	(三十三)	(二十六・二十七)
をその重量の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
スチレン(これを)	一 (略)	二 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に 常時従事する労働者に対して行 う健康診断におけるものに限る 。)	二 (略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、 腹部の超音波による検査等の画 像検査、CA19-9等の血液中 の腫瘍マーカーの検査、血液中 のカルボキシヘモグロビンの量 の測定又は呼気中の一酸化炭素 の量の測定(血液中のカルボキ シヘモグロビンの量の測定及び 呼気中の一酸化炭素の量の測定 にあつては、当該業務に常時従 事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。)	
二 医師が必要と認める場合は、	三 (略)	二 (略)	一 作業条件の調査	二 (略)	一 (略)	

(新設)	(三十三)	(三十三)	(三十三)	(三十三)	(三十三)	(二十七・二十八)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	一 (略)	二 (略)	一 作業条件の調査	二 (略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、 腹部の超音波検査等の画像検査 、CA19-9等の腫瘍マーカー の検査、血液中のカルボキシヘ モグロビンの量の測定又は呼気 中の一酸化炭素の量の測定(血 液中のカルボキシヘモグロビン の量の測定及び呼気中の一酸化 炭素の量の測定にあつては、当 該業務に常時従事する労働者に 対して行う健康診断におけるも のに限る。)	
	三 (略)	二 (略)	一 作業条件の調査	二 (略)	一 (略)	

(三十五)	(三十六)	(三十七)
<p>テトラクロロエチレン（これをパーセントを超え</p>	<p>一・一・二・二 一・一・二・二 エタン（これをパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査、尿沈渣のパーニコラ法による細胞診の検査</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を除く。）</p>	<p>血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を除く。）、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査</p>
(新設)	(新設)	(新設)

(三七・三六)	(三六)	
(略)	<p>トリクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>て含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>
	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、C A 19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチク、トランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミンクピルビツク、トランスアミナーゼ（G P T）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ—G T P）の検査を除く。） 腎機能検査、特殊なエツクス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査</p>	<p>、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチク、トランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミンクピルビツク、トランスアミナーゼ（G P T）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ—G T P）の検査を除く。）又は腎機能検査</p>

(三四・三五)	(新設)	
(略)		

(四三)	(四二)	(四一)	(四〇)	(三九)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 (略) 二 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイנטツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経学的検査 六 (略)	(削る) 三・四 (略)	一・二 (略) 二・四 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略)

(四〇)	(三九)	(三八)	(三七)	(三六)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査	一 (略) 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイנטツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経医学的検査 六 (略)	四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査 五・六 (略)	一・二 (略) 二・四 (略) 三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目	一 作業条件の調査 二 (略)

(四九)	(四八)	(四七)	(四六)	(四五)	(四四)
メチルイソブチルケトン(これをその重量の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 医師が必要と認める場合は、 神経学的検査又は腎機能検査	一・二 (略) 三 パーキンソン症候群様症状に 関する神経学的検査 四 (略)	二 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に 常時従事する労働者に対して行 う健康診断におけるものに限る 。) 二 (略) 三 神経学的検査	一 作業条件の調査(当該業務に 常時従事する労働者に対して行 う健康診断におけるものに限る 。) 二 (略)	二 (略) 一・二 (略) 三 赤血球数等の赤血球系の血液 検査 四 医師が必要と認める場合は、 出血時間測定、長管骨のエツク ス線撮影による検査、尿中の弗 素の量の測定又は血液中の酸性 ホスファターゼ若しくはカルシ ウムの量の測定

(新設)	(四五)	(四四)	(四三)	(四二)	(四一)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	四 (略)	一・二 (略) 三 パーキンソン症候群様症状に 関する神経医学的検査	二 (略) 三 神経医学的検査	二 (略) 一 作業条件の調査	二 (略) 一・二 (略) 三 全血比重、赤血球数等の赤血 球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、 出血時間測定、長管骨のエツク ス線撮影による検査、肝機能検 査、尿中の弗素の量の測定又は 血液中の酸性ホスファターゼ若 しくはカルシウムの量の測定

(五十四)	(五十三)	(五十二・五十三)	(五十一)	
<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 (略) 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	(略)	(略)	(略)	<p>パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査</p>	<p>一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査</p>		<p>一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査</p>	

(五)	(四十九)	(四十七・四十八)	(四十六)	
<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 (略) 三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査</p>	<p>一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査</p>		<p>一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査</p>	